

- ⑦ 街区公園、近隣公園には、管理用以外の車の乗り入れが出来ないように設計すること。
- ⑧ 公園が自動車交通量の著しい道路に接しているときは、柵等により他の敷地から分離すること。
- ⑨ 公園には、雨水等を有効に排出するための適当な施設が設けられていること。
- ⑩ 1,000 m²以上の公園にあっては、2以上の出入り口が配置されていること。
- ⑪ 公園として利用できる土地の勾配は、15度以下とすること。
- ⑫ 新設される公園は、市町で管理し、土地の帰属も市町とすること。
- ⑬ 洪水調整池は都市計画上の公園として利用管理することに支障のない範囲で公園として取り扱うことができる。

(3) 消防水利（法第33条第1項第2号、政令第25条第8号）

- ① 消防に必要な水利が十分でない場合は、消防施設を設けるものとする。
- ② 設計が消防水利の基準に適合しているか否かの判断は、開発区域の大小を問わず、当該開発区域を管轄する消防署との協議書（同意書）をもって、本基準に適合するものとする。
- ③ 消防水利施設の管理については、原則として市町が行うものとする。なお、開発許可の申請に当たっては、当該消防署との協議書（同意書）を添付すること。

1. 3 排水施設（法第33条第1項第3号、政令第26条、省令第22条、第26条）

排水路及びその他の排水施設は、開発区域内の汚水及び雨水を有効かつ適切に排出し、かつ、その排水によって開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害を起こさないような構造及び能力で配置されていること。

- ① 排水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。
- ② 開発区域内の排水施設は、開発区域の規模、地形、予定建築物等の用途及び降水量等から想定される汚水及び雨水を有効に排出できるように管渠の勾配及び断面積が定められていること。

汚水処理施設については、市町の基準に適合した計画とすること。

- ③ 開発区域内の排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して、開発区域内の下水を有効かつ適切に排出できるように下水道、排水路その他の排水施設又は河川その他の公共の水域、若しくは海域に接続していること。この場合において放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、開発区域内において一時雨水を貯溜する遊水池その他の適当な施設を設けること。
- ④ 遊水池、その他の適当な施設の設計は、「第9 調整池設置に関する指導要領」によること。
- ⑤ 排水は原則として、汚水と雨水を分流すること。
- ⑥ 計画排水区域は、汚水については開発区域とし、雨水については、開発区域を含む地形上の流域とする。
- ⑦ 計画雨水量及び計画汚水量の算定方法としては、排水の設計基準によること。
- ⑧ 公共の用に供する排水管の管径は、汚水管渠にあっては計画最大汚水量を、雨水管渠にあっては計画雨水量を、合流管渠にあっては計画最大汚水量に計画雨水量を考慮して定め

た計画下水量を有効に排出できるものとする。

- a 終末処理施設の計画下水量は分流式の場合は、計画1日最大汚水量を標準とする。
 - b 管渠の断面の形は、円形、正方形、馬てい形とする。
 - c 排水管渠の流量の計算は、マンシングの公式を標準とする。
- ⑨ 排水施設は耐水性、外圧に対しての耐久力等を考慮し、鉄筋コンクリート管及び遠心力鉄筋コンクリート管、現場打ち鉄筋コンクリート管渠等を用いること。
- ⑩ 排水施設は、道路その他の排水施設の維持管理上支障がない場所に設置され、かつ、管渠の土かぶりは、活荷重等を考慮すること。
- ⑪ 排水施設のうち暗渠である構造の部分の内径又は内法幅は、汚水管渠にあつては20 cm以上、雨水管渠及び合流管渠にあつては、25 cm以上とすること。
- ⑫ 汚水管渠については、原則として遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管）とする。ただし、市町の同意を得、かつ、市町の維持管理となる場合は他のJIS製品を使用してもよい。
- ⑬ 宅内枿又は集水枿から本管への取付け管は、次に掲げる条件によるときは、硬質塩化ビニール管（JIS. K6741）か又はそれ以上の強度を有する管を使用してもよいものとする。
- a 車道敷地内における土かぶりは最低60 cm以上とすること。
 - b 取付け管の勾配は1%以上とすること。
 - c 取付け管は、本管の中心線より上方に取付けること。
 - d 本管への接続部は、枝付き管又は支管を用いること。
 - e 取付け管の基礎は砂基礎を原則とすること。この場合基礎の厚さは10 cm以上、床堀幅は50 cmとし、埋戻し材は砂又はダスト材を用いること。
 - f 汚水管の内径は15 cm以上とし、雨水管の内径については、計算値（最小20 cm以上）によること。
- ⑭ 排水施設のうち暗渠構造の部分で次に掲げる箇所には、枿又はマンホールが設けられていること。
- a 管渠の始まる箇所
 - b 下水の流路の方向、勾配又は横断面が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がない箇所を除く。
 - c 管渠の長さがその内径又は内法幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの清掃上適当な箇所
 - d 管径別のマンホールの最大間隔は、次の表によること。

管 径 (mm)	300	600	1,000	1,100
最大間隔 (m)	36	72	120	130

e 汚水用の蓋については密閉できる蓋とすること。

以上で階段接合する場合は、副管を設けること。

- ⑰ 公共の用に供する排水施設の管理は、原則として市町が行うものとする。（終末処理施設、遊水池、管渠（開渠））
- ⑱ 法面の縦排水溝は流量の配分を図るため間隔は 20m 程度とし、分流する箇所には必ず柵を設けて、柵には水が飛散しないように蓋を設けること。